

千代田区 マンションの耐震化促進助成制度のご案内

令和7年4月時点

区では、区民の皆様の生活の基盤であるマンションの耐震診断・補強設計・耐震改修等に要する費用を助成することにより、地震時における建築物の安全性の向上を図り、安心して生活できる災害に強いまちづくりを目指して取り組んでいます。

令和7年度から、一般道路沿道の分譲マンションについて、耐震診断・補強設計の助成率及び助成限度額を、緊急輸送道路沿道と同一となるように引き上げています。

対象となる建築物

千代田区内に存する民間建築物で、次の各号に該当する建築物が対象です。
詳しくは窓口でご相談ください。

- (1) 木造以外の建築物
- (2) 建築物の過半の用途が共同住宅である建築物
- (3) 昭和56年5月31日以前に建築確認を得た建築物
- (4) 原則として、建築基準法に適合している建築物

1. アドバイザー派遣

耐震診断の必要性及び耐震改修工事が必要となった場合の工事全般に係る助言を行う専門家を派遣します。(助成率 10/10)

耐震診断の必要性のアドバイス：3回まで派遣

改修工事が必要なときの工事方法・資金計画のアドバイス：1回まで派遣

2. 耐震診断

耐震診断に要する費用に対して、分譲賃貸の別・道路の種類に応じて、下表の助成率・助成限度額の範囲で助成します。(緊急輸送道路については、裏面をご確認ください。)

	緊急輸送道路沿道		一般道路沿道	
	助成率	助成限度額	助成率	助成限度額
分譲マンション	10/10	700万円	10/10	700万円
賃貸マンション	8/10	560万円	7.5/10	450万円

※耐震診断は、二次診断以上とし、第三者機関の評定が必要です。

3. 補強設計

補強設計に要する費用に対して、道路の種類に応じて、下表の助成率・助成限度額の範囲で助成します。(緊急輸送道路については、裏面をご確認ください。)

	緊急輸送道路沿道		一般道路沿道	
	助成率	助成限度額	助成率	助成限度額
分譲マンション	10/10	750万円	10/10	750万円
賃貸マンション	10/10	750万円	2/3	500万円

※補強設計に要する費用は、2,000円/㎡を限度とします。

※補強設計は、第三者機関の評定が必要です。

4. 耐震改修等（耐震改修・除却・建替え）

耐震改修等に要する費用に対して、道路の種類に応じて、下表の助成率・助成限度額の範囲で助成します。（緊急輸送道路については、下記をご確認ください。）

緊急輸送道路沿道		一般道路沿道	
助成率	助成限度額	助成率	助成限度額
2/3 (5,000 m ² を超える部分は 1/3)	2億5,099万円	1/3	1億6,733万円

※耐震改修等に要する費用は、50,200円/㎡を限度とします。

※耐震改修助成は、第三者機関の評定を受けた計画を対象とします。

※Is値が0.3未満相当の建築物の耐震改修の場合、助成額の加算があります。

※緊急輸送道路沿道のマンションの工事中には、耐震工事中である旨の「東京都耐震マーク」の掲示が必要です。詳細は東京都耐震マーク事務局（03-5989-1493）までお問い合わせください。

緊急輸送道路

東京都地域防災計画に定める緊急輸送道路
（右図参照）

詳細は、東京都耐震ポータルサイト

（<http://www.taishin.metro.tokyo.lg.jp/>）

で確認してください。

- 特定緊急輸送道路
（第1次等）
- 特定緊急輸送道路
（首都高速）
- その他の緊急輸送道路
（第2次・第3次）



【ご注意ください】

※各事業の契約は、必ず交付決定後（着手年度の事業費が0円の場合は事業計画承認後）に行ってください。

※助成対象費用には、消費税を含みません。

※助成金額は、千円未満を切り捨てて算出します。

※申請には、三者の見積りが必要です。（除却・建替えの場合は、耐震改修工事を行った場合の見積りも必要です。）

※申請の際は、要綱をご確認のうえ、必ず事前に下記問い合わせ先までご相談ください。

※各申請に必要な添付書類は要綱に記載していますので、ご確認ください。

※予算額に達する場合は年度途中で締め切る場合があります。

＜問合せ先＞

千代田区環境まちづくり部建築指導課構造審査係

〒102-8688 千代田区九段南 1-2-1

電 話 03-5211-4313（直通）

メール kenchikushidou@city.chiyoda.lg.jp